

# 9月定例会

## 議案の審議結果

### ■全会一致で認定、可決、同意した議案

#### 決算 平成30年度 決算認定

富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
富士市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定  
富士市内山特別会計歳入歳出決算認定  
富士市旧今泉、一色、神戸、今宮特別会計歳入歳出決算認定

富士市須津山特別会計歳入歳出決算認定  
富士市旧原田特別会計歳入歳出決算認定  
富士市鈴川財産区特別会計歳入歳出決算認定  
富士市今井財産区特別会計歳入歳出決算認定  
富士市大野新田財産区特別会計歳入歳出決算認定  
富士市檜新田財産区特別会計歳入歳出決算認定  
富士市田中新田財産区特別会計歳入歳出決算認定  
富士市西柏原新田財産区特別会計歳入歳出決算認定  
富士市水道事業会計決算認定  
富士市公共下水道事業会計決算認定  
富士市病院事業会計決算認定

#### 予算 令和元年度 补正予算

富士市一般会計補正予算(第3号)  
富士市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
富士市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
富士市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)  
富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)  
富士市病院事業会計補正予算(第1号)

### ■賛成多数により認定した議案

#### 決算 平成30年度 決算認定

富士市一般会計歳入歳出決算認定(賛成28:反対2:退席1)  
富士市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定(賛成28:反対2:退席1)  
富士市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定(賛成28:反対2:退席1)

#### 条例 条例の制定

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

#### 条例 条例の改正

富士市表彰条例  
富士市印鑑条例  
富士市職員定数条例等  
富士市職員の退職手当に関する条例  
富士市手数料条例  
富士市立保育園の設置等に関する条例等  
富士市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
富士市水道事業給水条例

#### その他

訴えの提起について(市営住宅明渡し等請求事件)  
富士ひのき加工協同組合貸付地の処分  
町の新設について(富士市神戸土地区画整理事業施行地区)  
平成30年度富士市水道事業会計剩余金処分  
平成30年度富士市公共下水道事業会計剩余金処分

#### 人事

富士市教育委員会委員の任命

#### 発議

地震特法の延長に関する意見書

#### 富士市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

(賛成28:反対2:退席1)

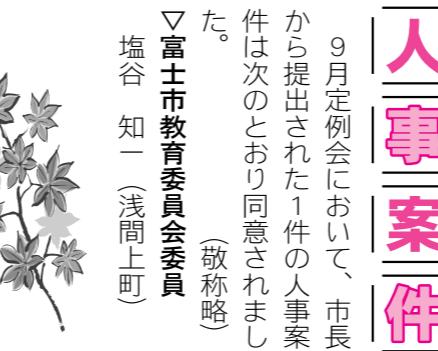
#### 富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

(賛成28:反対2:退席1)

※太字は委員会付託議案です。

10月1日 委員会	◇文教民生委員会 ◇建設水道委員会 ◇環境経済委員会 ◇総務市民委員会	◇議案22件(決算認定・単行案)委員長報告・質疑・討論・採決◇議案18件(補正予算案・条例案・単行案説明・質疑・委員会付託)	19日 委員会 ◇議会運営委員会
20日・24日 委員会 ◇企業会計決算委員会			20日・24日 委員会 ◇一般・特別会計決算委員会
26日 本会議			26日 本会議
30日 委員会			30日 委員会

9月定例会において、市長から提出された1件の人事案は次のとおり同意されました。  
△富士市教育委員会委員  
塩谷知一(浅間上町)  
(敬称略)



## 国への意見書の提出

市議会では、意見書を関係行政機関に提出することができます。9月定例会では、議員発議による次の意見書を全会一致で可決し、内閣総理大臣等へ提出しました。

## 地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を初めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月10日

富士市議会